

企業の農業参入マニュアル



平成30年11月

はじめに

青森県では、多様な担い手による農地の有効利用を図るとともに、企業の活力による農業の振興及び地域活性化を目指し、農業経営に意欲のある企業の農業参入を支援する体制を整えてきました。

このマニュアルでは、企業が農業参入する際に必要な事項をまとめたものです。

農業参入を御検討されている企業の皆様の一助となれば幸いです。

【本マニュアルの対象】

本マニュアルは、一般法人やNPO法人等、農地所有適格法人以外の法人が農地を借受けて農業参入する場合の手順を示しています。

本文中の「企業」とは、特に断りが無い限り一般法人の他、NPO法人も含まれています。

目次

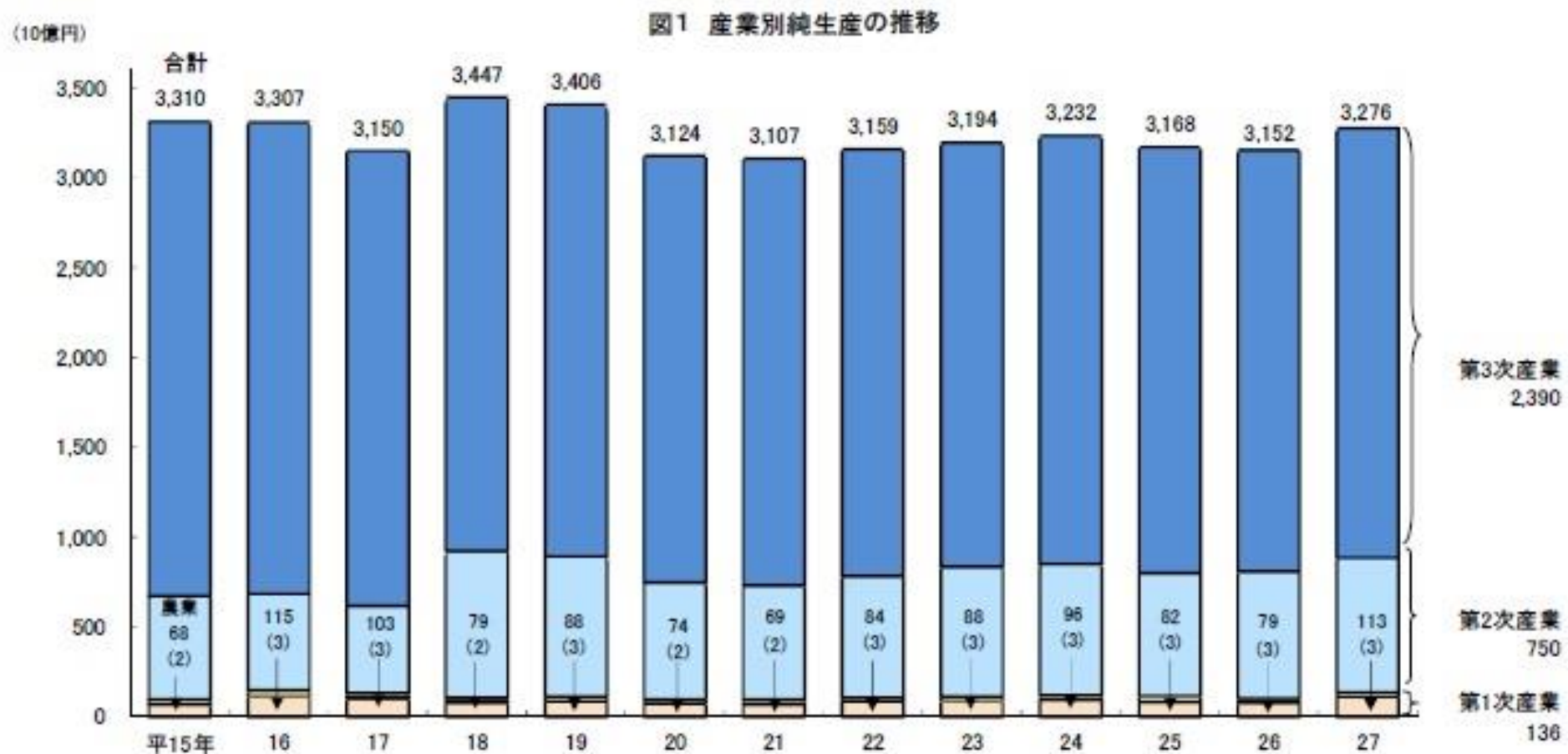
- 1 青森県の農業＜農業生産の現状＞ ……1
- 2 一般企業が農業に参入する方法 ……3
- 3 参入法人の企業形態 ……5
- 4 参入(営農開始)までの手順 ……6
- 5 農業技術の習得 ……8
- 6 認定農業者制度 ……9
- 7 施設・機械等設備への支援 ……11
- 8 農業参入の相談窓口 ……13

1 青森県の農業<農業生産の現状>

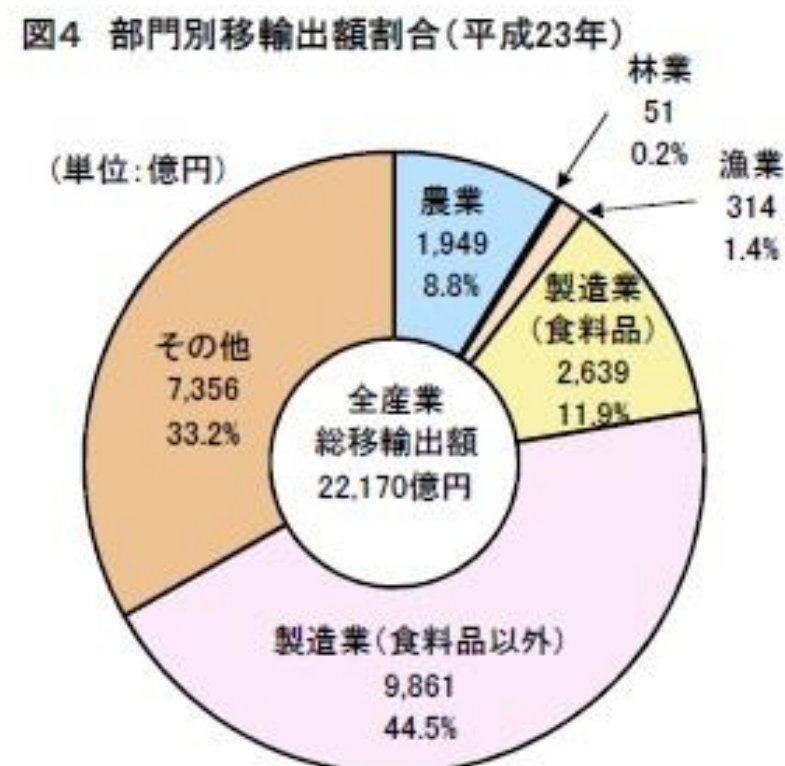
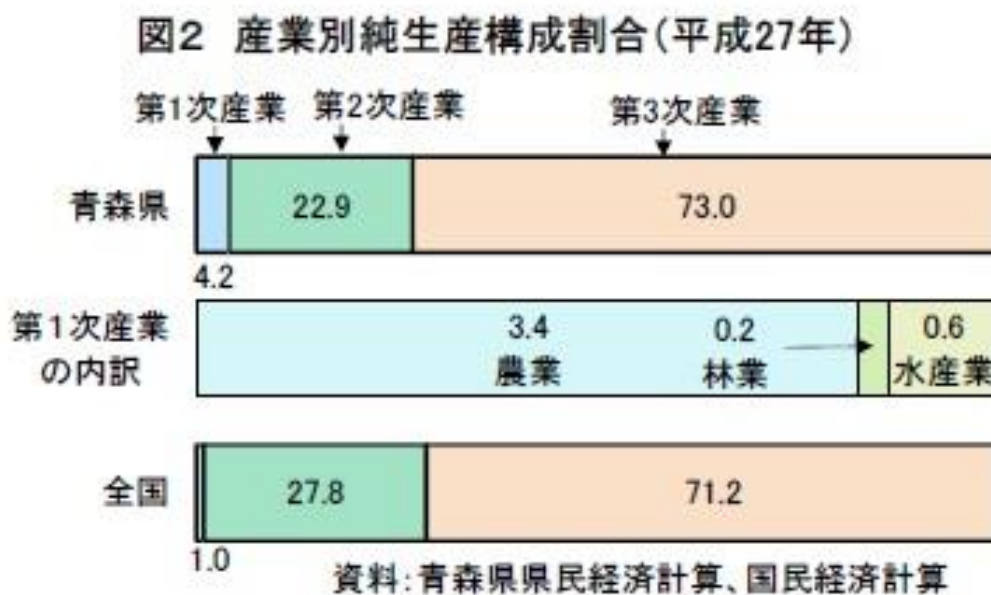
【全国より高い第1次産業純生産割合】

県内純生産に占める第1次産業の割合(平成27年)は4.2%、全産業の就業人口に占める第1次産業の割合(平成27年)は12.3%と、それぞれ全国平均の1.0%、4.0%に比べ高い水準となっています(図1、図2、図3)。

また、平成23年の産業関連表からみると、県全体の総移輸出額に占める第1次産業の割合は10.4%、農水産物の供給先である製造業(食料品)が11.9%で、第1次産業生産が県経済に及ぼす影響は依然として大きく、農林水産業は本県の基幹産業として位置づけられます(図4)。



資料: 青森県県民経済計算



1 青森県の農業＜農業生産の現状＞

【農業産出額の伸び率は全国トップ】

全国的に農業産出額が伸び悩んでいる中、平成28年の本県の農業産出額は3,221億円で、都道府県別では、最高となった前年と同じ全国7位、東北6県では、平成16年から13年連続で1位となっています(図5)。

また、「攻めの農林水産業」の取組がスタートする前の平成14年を基準とした伸び率は125.3%となっており、2年連続で全国1位となっています(図6)。

図5 平成28年農業産出額(実額)

順位	都道府県名	農業産出額(億円)	(参考)平成27年順位
1	北海道	12,115	1
2	茨城	4,903	2
3	鹿児島	4,736	3
4	千葉	4,711	4
5	宮崎	3,562	5
6	熊本	3,475	6
7	青森	3,221	7
8	愛知	3,154	8
9	栃木	2,863	9
10	群馬	2,632	10
11	岩手	2,609	11
14	山形	2,391	14
17	福島	2,077	18
19	宮城	1,843	19
20	秋田	1,745	20

(資料:農林水産省生産農業所得統計)



資料:生産農業所得統計をもとに農林水産政策課作成

2 一般企業が農業に参入する方法

一般企業が農業に参入する方法は、いくつかありますが、農地を利用して参入する方法は農地の利用権を取得する方法と農地の所有権を取得する方法の2つに分けられます。

① 農地の利用権を取得する方法

農地所有適格法人以外の法人(一般法人・既存の企業形態)として、農地を借りて農業経営を行います。ただし、農地を適切に利用しない場合には貸借契約を解除する「解除条件」を貸借契約に付すこと等の要件が定められています。既存の企業形態のまま農業部門を設立するといった場合は、こちらの方法になります。

② 農地の所有権を取得する方法

農地所有適格法人(農地を所有できる法人)を設立、あるいは既存の農地所有適格法人に出資して農業経営を行います。

① 利用権取得

農地所有適格法人

農地所有適格法人以外の法人(一般法人)

利用権の取得は、
農地所有適格法人・一般法人どちらも可能

② 所有権取得

農地所有適格法人

所有権の取得は、
農地所有適格法人のみが可能

2 一般企業が農業に参入する方法

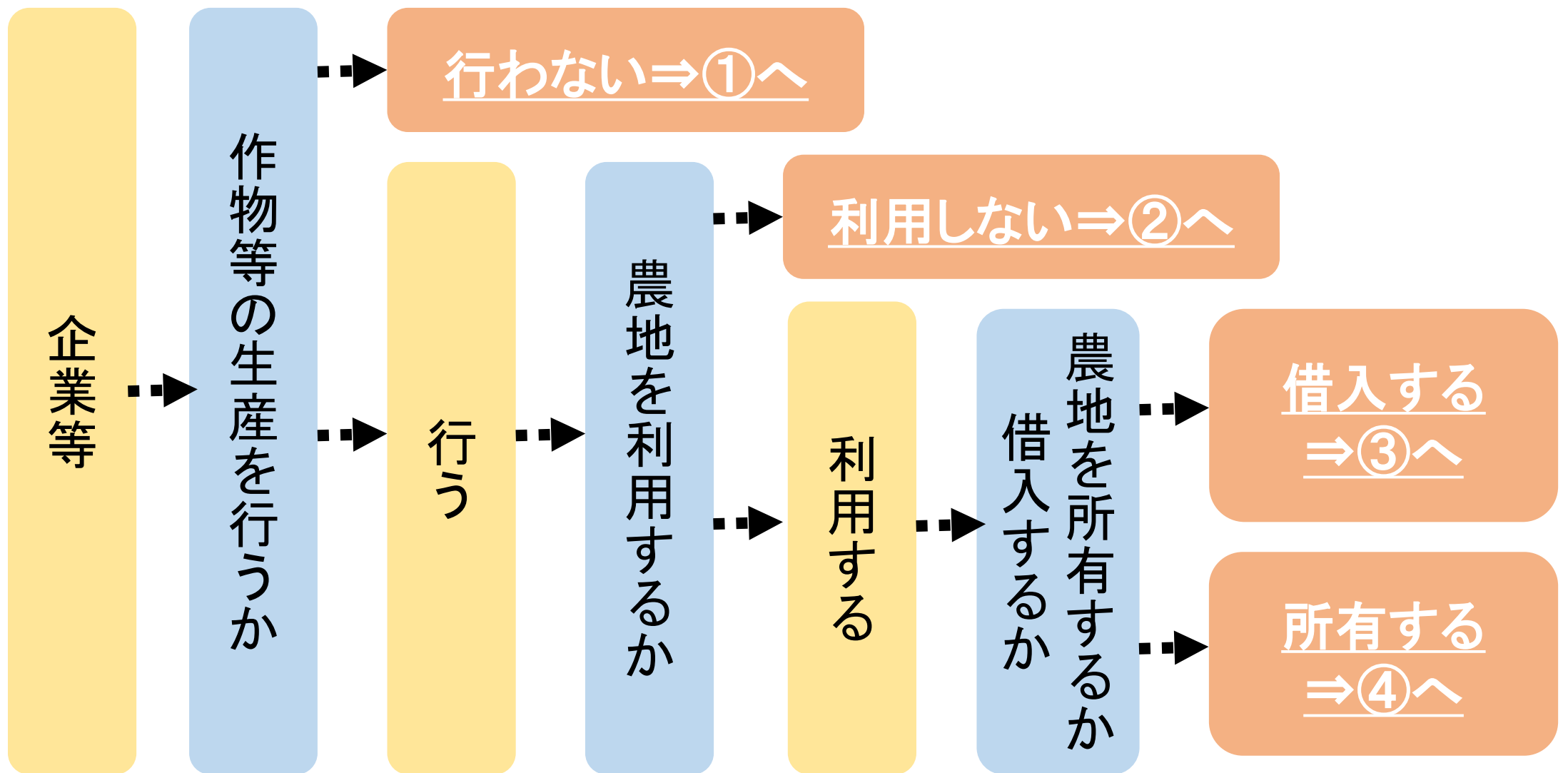
農地所有適格法人

1 法人形態要件	株式会社(公開会社でないもの)、農事組合法人、合名会社、合資会社、合同会社
2 事業要件	主たる事業が農業(自ら生産した農産物の加工・販売等の関連事業を含む)[売上高が過半]
3 構成員要件	<農業関係者>…… <u>総議決権の過半</u> 農業の常時従事者、農地の権利提供者、作業委託農家、地方公共団体、農業協同組合・連合会、農地中間管理機構又は農地利用集積円滑化団体を通じて法人に貸し付けている個人 <農業関係者以外の構成員>…… <u>総議決権の2分の1未満</u> 特に制限なし
4 役員要件	①役員の <u>過半</u> が法人の行う農業に常時従事(原則年間150日以上)する構成員であること ②役員又は重要な使用人(農場長等)のうち1人以上が、法人の行う農業に必要な農作業に従事(原則年間60日以上)すること
5 その他	農地所有適格法人は農地法第6条に基づき、毎年、事業状況を農業委員会に報告する必要がある。

農地所有適格法人以外の法人(一般法人)

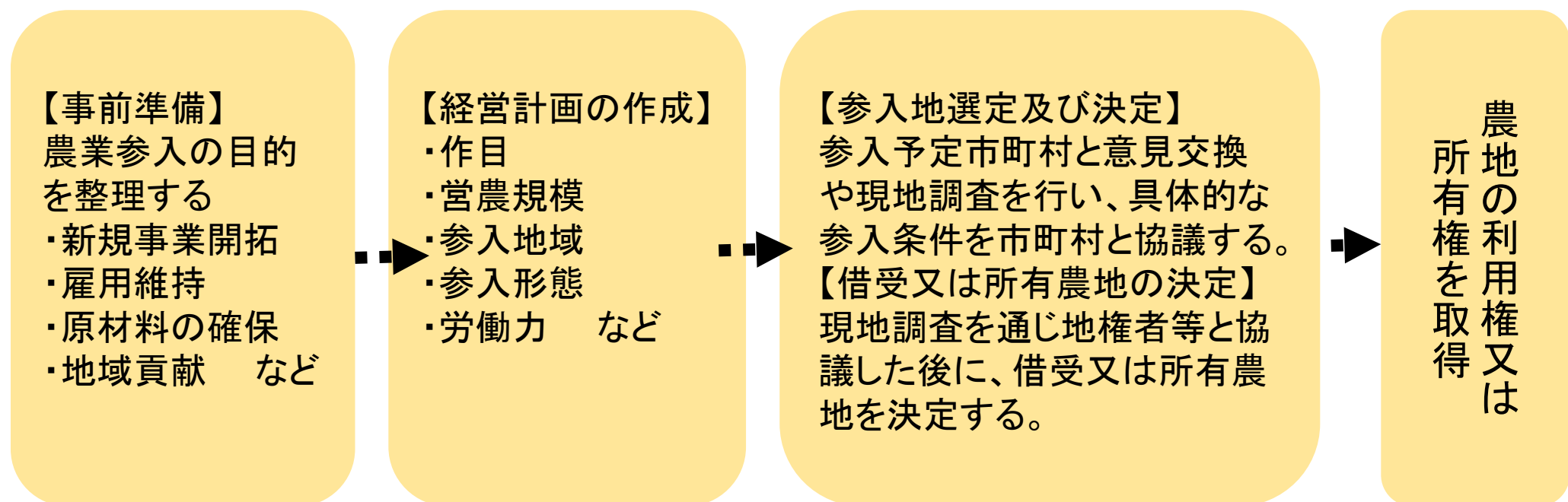
1 法人形態要件	農地所有適格法人以外の法人 (例:一般の株式会社、NPO法人 など)
2 解除条件	①農地を適正に利用していない場合に <u>貸借を解除する旨の条件が契約に付されていること</u> ②撤退した場合の混乱防止のため、次の事項を契約上明記 ・原状回復義務 ・原状回復の費用負担者 等
3 地域における適切な役割分担	① <u>農業の維持発展に関する話し合い活動への参加</u> 、農道、水路、ため池等の取り決めの遵守、鳥獣被害対策への協力 ②機械や労働力の確保状況等からみて、農業経営を長期的に継続して行うことが見込まれること
4 業務を執行する役員の常時従事	<u>業務執行役員又は重要な使用人が1人以上農業に常時従事していること</u> (定款、法人登記事項証明書等で確認) ※農業に常時従事するとは、農作業に限定されるものではなく、営農計画の作成、マーケティング等の企画管理労務も含む

3 参入法人の企業形態



①	②	③	④
農家の農作業を請け負う	農地を利用せずに農業を行う	農地を借り入れて農業を行う	農地所有適格法人を設立して農業を行う
【形態】 現在の会社組織のまま農業者から作業を受託する	【形態】 現在の会社組織のまま農地以外の土地を使用して農業経営を行う	【形態】 現在の会社組織のまま農地の借入が可能(所有は不可)	【形態】 農業部門の別法人を設立して参入(所有、借入ともに可)
【主な要件等】 ・農地法第3条の制限はなし ・農家と直接、農作業受託契約を締結する	【主な要件等】 特になし	【主な要件等】 ・農地を適正に利用しない場合の貸借解除条件を契約に付す ・地域の他の農業者との適切な役割分担の下、継続的・安定的に農業経営を行う ・業務執行役員の1人以上が農業に従事	【主な要件等】 ・農業関連事業が売上高の過半 ・農業関係者以外の議決権が総議決権の1/2未満 ・役員の過半が農業関連事業に従事(原則150日以上)
【主な事例】 農業機械販売業者等が機械等を使って農家の農作業を請負い、作業料金を得る	【主な事例】 食品業者等が水耕栽培等の生産施設を建設し農業生産を行う	【主な事例】 建設会社、食品業者、NPO法人などが農地を借りて、自ら作物の生産を行う	【主な事例】 食品業者等が農地所有適格法人を設立する

4 参入(営農開始)までの手順



経営計画の作成

青森県の農業は、生産量日本一を誇るりんご、にんにくをはじめ、水稻・果樹・野菜・花き・畜産など様々な分野があります。

どのような作物を作るか、どのようにして販売するかなど、生産コストや売上などについて、可能な限り正確な情報を収集し、農業参入前に詳細な経営計画を作成することが重要なポイントです。

【検討項目の例】

計画骨子	作物(作型・品種)、栽培方法、生産規模、生産量、販売方法、販売先、労働力確保方法、機械・施設整備 など
収入	標準的な収穫量、販売単価(想定する販売先の販売価格、市場平均価格など)
経費	①物財費(農薬費、種苗費、肥料費 など) ②販売費(販売手数料、運賃 など) その他雇用賃金 など
労働	従業員数、労働内容、労働時間配分 など

4 参入(営農開始)までの手順

農地の貸借方法

農地の利用権を取得するためには、以下の方法があります。
それぞれ申込窓口や事務手順が異なるので注意してください。

区分	農地法	農業経営基盤強化促進法	農地中間管理事業
申込窓口	農業委員会	市町村農政担当課 (農業委員会と兼務の場合も あります)	市町村農政担当課 (農業委員会と兼務の場合 もあります)
実施規程等	なし	基盤強化法に基づく 市町村基本構想	農地中間管理事業規程
実施区域	全ての農地及び 採草放牧地	市街化区域以外の農用地	農業振興地域内の農用地
貸付相手	任意	市町村が基本構想で定める 要件を満たす農業者・法人	農地中間管理機構に借受け を申し込んだ農業者・法人 ※優先順位の規程あり
貸付期間	1作以上(上限50 年)	1作以上(上限50年)	1作以上(上限50年)
更新	自動更新	期間満了で自動的に終了	期間満了で自動的に終了
賃料	個別契約ごとに 直接支払う	個別契約ごとに 直接支払う	農地中間管理機構に対して 契約している農地分をまとめ て支払う
手数料	無し	無し	有 (借りる方は賃料の1%)
事務手順	当事者同士の合意 ↓ 許可申請書 ↓ 農業委員会の許可	事前調整(マッチング) ↓ 関係権利者の同意 ↓ 農用地利用集積計画(案)の作成 ↓ 農業委員会の決定 ↓ 農用地利用集積計画の公告	借受者の募集・事前調整 ↓ 農用地利用集積計画作成 (出し手⇒機構) ↓ 農業委員会の決定 ↓ 農用地利用集積計画の公告 ↓ 農用地利用配分計画の作成 (機構⇒受け手) ↓ 農用地利用配分計画の公告

5 農業技術の習得

農業参入に当たり、農業技術をどのように習得するかが重要なポイントです。農作物の栽培には、作物に関する知識のほか、土地や気象条件にも大きく影響されるため、専門的な技術習得が求められます。

技術習得には、自社の社員から技術者を育成する、技術を持つ地域の農業者や県等の機関から指導を受ける、といった方法があります。

県では、農業技術の指導や経営改善指導を行う、農業普及振興室を県内10か所に設置しており、専門の普及指導員が農業者に対して指導に当たっています。(10ページ参照)

また(地独)青森県産業技術センターでは、研修生受入制度や現場解決型ドクター制度を実施しています。

あなたが抱えている課題を、農林業ドクターと一緒に解決しましょう！



毎年、問題になっているものを解決したい。新しい栽培法のアイデアがあるけど、どうしたらいいだろう。

私(農林業ドクター)が解決方法(処方箋)を示し、現場に出向いて共同で解決します。処方箋の作成や派遣の費用は青森県産業技術センターが負担します。



現場解決型「農林業ドクター」派遣研究

【研究内容】

- ・ 要請された課題について、青森県産業技術センター研究員(農林業ドクター)が解決方法(処方箋)を作成し、現地で依頼者と一緒に実施
- ・ 対象は、水稻、畑作、野菜、果樹、花き、畜産、林業・木材、きのこ

【研究を受ける方の要件】

- ・ 県内在住の農林業関係者(個人、団体)
- ・ 処方箋に基づいた適切な栽培管理や飼養管理等ができることなど



お申し込み・お問い合わせは・・・

農林総合研究所 電話 0172-52-4346 野菜研究所 電話 0176-53-7171
りんご研究所 電話 0172-52-2331 畜産研究所 電話 0175-64-2231
林業研究所 電話 017-755-3257

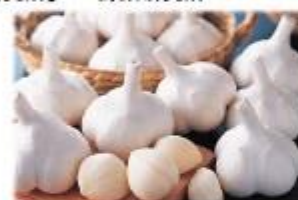
<http://www.aomori-itc.or.jp/index.php?id=555>

現場活用型「農林業ドクター」派遣研究の活用事例

～このような現場での課題解決に取り組みました～

田子町のブランド「たっこにんにく」の品質・収量をレベルアップしたい

- 【実施団体】 たっこにんにくアドバイザー会議
- 【実施内容】 選抜株の特性調査、「オリジナルな特性」についての検討、弱毒ウイルス育成の委託の検討
- 【実施結果】 弱毒ウイルス候補株を選抜し、ウイルスフリー株を作出した。今後はこの結果をもとに、田子町関係者で品種の開発を進める。
- 【対応研究所】 野菜研究所



青森県産にんにく

ネクタリンの裂果とせん孔細菌病を防止したい

- 【実施団体】 ニ又農協組合ネクタリン研究会
- 【実施内容】 防風網の設置や二重袋利用、雨よけ栽培の実施の指導
- 【実施結果】 裂果・病害ともに激減し、南部町の特産品としての知名度が向上した。
- 【対応研究所】 りんご研究所



ニ又農協組合ネクタリン研究会が作った「スイートピーナス」

大鰐温泉もやしのブランド力を向上し、生産を拡大するため、良質な種子を安定生産したい

- 【実施団体】 大鰐もやし組合
- 【実施内容】 ウイルス罹病程度や生産力、系統としての特性の評価
- 【実施結果】 もやし特性に優れた、生産力が高い3系統を選抜した。今後は地域全体で、防除の徹底と種子の増殖に取り組む
- 【対応研究所】 農林総合研究所



大鰐温泉もやし

鉄コーティング種子を使い無人ヘリコプターで水稻湛水直播を実用化したい

- 【実施団体】 北東北スカイテック株式会社
- 【実施内容】 播種量、播種時期、鳥害防止策、除草体系、倒伏防止策の指導
- 【実施結果】 鉄コーティング種子の鳥害回避効果は、今後更に検討が必要。今後は適正な追肥と播種精度の向上に取り組む。
- 【対応研究所】 農林総合研究所



無人ヘリコプターでの播種

6 認定農業者制度について

認定農業者制度とは、農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が地域の実情に即して効率的・安定的な農業経営の目標等を内容とする基本構想を策定し、この目標を目指して農業者が作成した農業経営改善計画を市町村が認定する制度です。

農業経営改善計画の達成を支援するため、関係機関、団体等が様々な施策を重点的に実施しています。

認定の対象者

本制度の主旨は、地域の農業経営者の育成であることから、幅広い農業者が対象となります。

認定対象基準は以下のとおりです。

- ①性別（男女の性別を問わず認定の対象）
- ②年齢（年齢制限無し）
- ③専業・兼業の別（兼業農家や新規就農者であっても、今後プロの経営者を目指す場合は認定の対象）
- ④経営規模・所得（今現在規模や所得が低くても、高収益の経営を目指す場合は認定の対象）
- ⑤営農類型（農地を所有しない畜産経営や施設園芸も認定の対象）
- ⑥組織形態（農地所有適格法人以外でも認定の対象）

農業経営改善計画

農業経営改善計画には、おおむね5年後を目指した以下の目標と目標達成のための取組内容を記載します。

- ①農業経営の規模拡大に関する目標（作付面積、飼養頭数、作業受託面積）
- ②生産方式の合理化の目標（機械・施設の導入、新技術の導入など）
- ③経営管理の合理化の目標（複式簿記での記帳など）
- ④農業従事の態様の改善の目標（休日制の導入など）

認定基準

市町村による農業経営改善計画の認定を受けるための要件です。

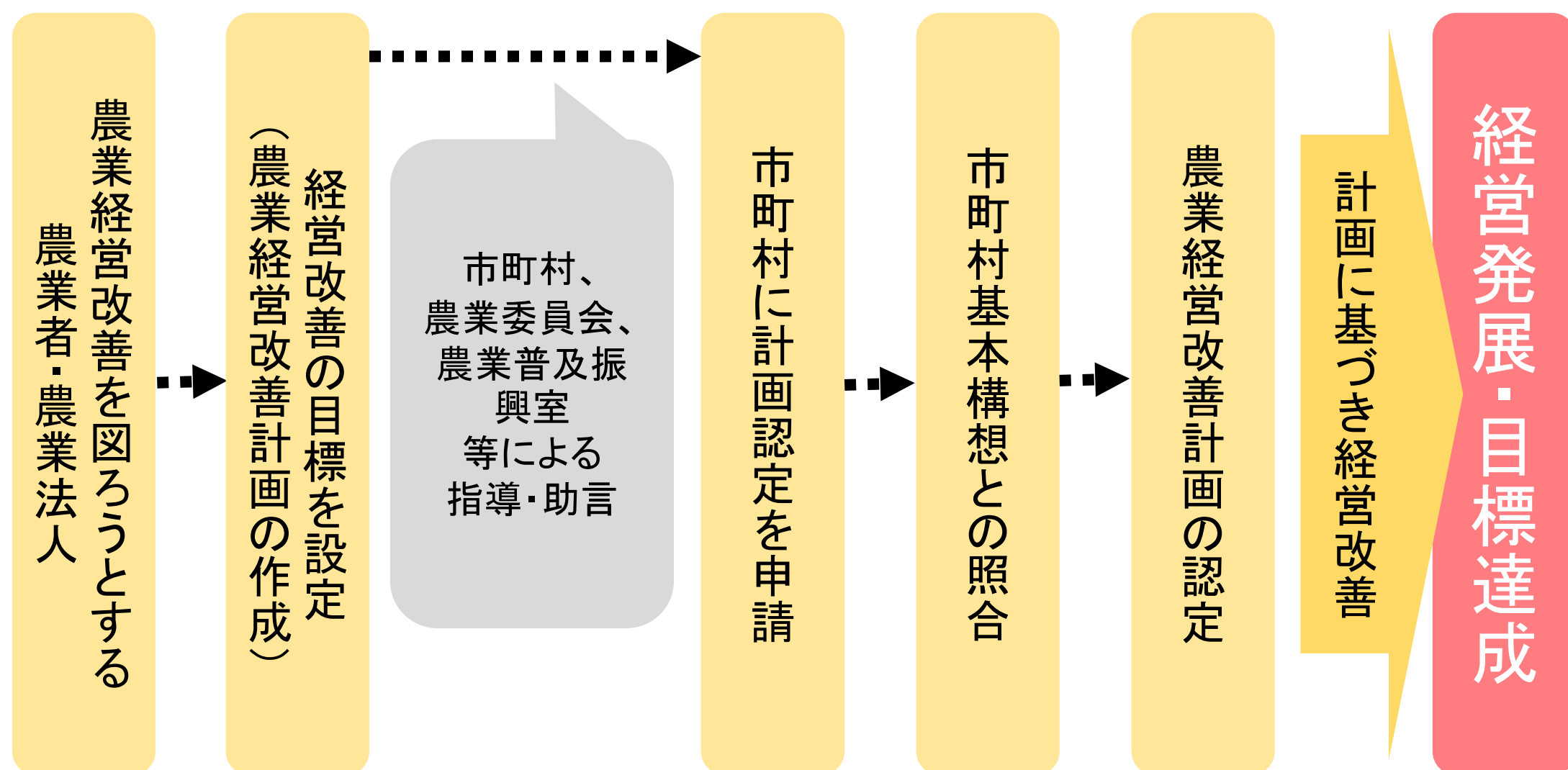
- ①改善計画が市町村の基本構想に照らして適切なものであること
- ②改善計画が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること
- ③改善計画を達成する見込みが確実であること

支援策等

認定農業者には、農業経営改善計画の目標達成に向け、関係機関・団体が農地利用、資金、税制など多方面から支援します。

<主な支援制度>

- ①低利資金等の融資(スーパーL資金等)
- ②税制上の特例(農業経営基盤強化準備金) など



7 施設・機械等整備への支援

農業を始めるためには、農地のほか、農業用機械や農業用施設が必要です。農業用機械等は高額な物が多いため、計画的に整備する必要があります。

農地所有適格法人の場合は、農業用機械等の整備に当たり、補助事業や農業制度資金等の支援策があります。

なお、一般法人の場合にあつては、経営開始後において、それぞれの要件を満たせば該当となります。

補助事業

事業の名称	主な補助対象	主な要件等	補助率等
経営体育成支援事業 (H31年度からは国庫事業名:「強い農業・担い手づくり総合支援交付金」に変更)	農産物の生産、その他農業経営の改善に必要な機械等の取得	<ul style="list-style-type: none"> 適切な人・農地プランの中心的経営体に位置づけられていること 金融機関からの融資(プロジェクト融資)を活用して農業用機械や施設、土地基盤整備を行う場合に、融資残の自己負担部分を助成 市町村が「経営体育成支援計画」を作成 支援計画に導入を希望する機械・施設等の整備内容及び経営改善に関する目標等の位置づけ <p style="text-align: right;">など</p>	取得価格の3/10(最大) ※上限額 300万円
6次産業化ネットワーク活動事業のうち「加工・直売施設整備」 (国庫事業名:「食料産業・6次産業化交付金」)	農林水産物等の加工・流通・販売等のために必要な施設	<ul style="list-style-type: none"> 6次産業化・地産地消費に基づく総合化事業計画の認定を受けた農林漁業者の組織する団体であつて、資金の貸付けを受けて事業を実施する者 事業実施主体を含む3者以上でネットワークを構築している取組であること 本事業で扱う農林水産物を、事業実施主体が概ね50%以上生産を行う取組であること 原則、3か月の経営実態があり、経常損益が3年連続赤字でないこと <p style="text-align: right;">など</p>	3/10以内 又は1/2以内 (中山間地、市町村戦略に基づく取組) ※上限額 1億円

農業制度資金

資金の種類	対象者	資金の概要	貸付限度額	償還期限 (措置期間)	融資率	貸付金利 (※1)
農業近代化資金	農業参入法人 (※2)	農協、銀行等民間金融機関が融資する資本装備の高度化と経営の近代化を目的とした長期資金(機械・施設・果樹・家畜等の購入)	1.5億円	15年以内 (3年以内)	80%	0.40%
	主業農業者 (※3)		法人 2億円 個人 1,800万円 (※4)	15年以内 (7年以内)	100% (※4)	0.25~ 0.35% (※4)
	認定農業者					
経営体育成強化資金 (前向き投資資金)	農業参入法人 (※2)	(株)日本政策金融公庫が融資する前向き融資のための長期資金	1.5億円	25年以内 (3年以内)	80%	0.40%
	主業農業者 (※3)					
農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金)	認定農業者	(株)日本政策金融公庫が融資する長期資金(農地・機械等の購入)	法人 10億円 個人 3億円	25年以内 (10年以内)	100%	0.25~ 0.40% (※5)
農業経営改善促進資金 (スーパーS資金)	認定農業者	農協、銀行等民間金融機関が融資する農業経営改善計画の達成に必要とする短期運転資金(種苗代、飼料代、機械修繕費、機械リース代等)	法人 2,000万円 個人 500万円 (※6)	1年以内	100%	1.50%

※1 貸付金利は平成30年11月19日現在。最新の金利については金融機関にお問合せください。

※2 農業参入法人とは、原則として5年以内に認定農業者となる計画を有する農業を営む法人で、経営開始後決算を2期終えていないものを指します。

※3 主業農業者とは、農業に係る売上高が総売上高の過半(個人にあつては、農業所得が総所得の過半)を占めていること、又は農業粗収益が1,000万円以上(個人にあつては、200万円以上)等の方を指します。

※4 貸付限度額が法人3,600万円(個人1,800万円)に達するまでに限り、適用されます。

※5 人・農地プランに地域の中心となる経営体として位置づけられた農業者又は農地中間管理機構から農用地等を借り受けた農業者の貸付けにあつては、(公財)農林水産長期金融協会の利子助成により、貸付当初5年間に限り、貸付利率が0%となります(補助残融資資金、円滑化貸付資金を除く)。

※6 畜産経営又は施設園芸を含む経営の場合は、貸付限度額が4倍となります。

8 農業参入の相談窓口

区分	部署名・住所	電話番号
県庁	青森県農林水産部構造政策課 〒030-8570 青森市長島一丁目1-1 県庁北棟5階	017-734-9462
東青	東青地域県民局地域農林水産部農業普及振興室 〒030-0861 青森市長島二丁目10-3 青森フコク生命ビル6階	017-734-9990 (経営・担い手班)
中南	中南地域県民局地域農林水産部農業普及振興室 〒036-8345 弘前市大字蔵主町4 弘前合同庁舎3階	0172-33-4821 (経営・担い手班)
三八	三八地域県民局地域農林水産部農業普及振興室 〒039-1101 八戸市大字尻内町字鴨田7 八戸合同庁舎2階	0178-23-3794 (経営・担い手班)
西北	西北地域県民局地域農林水産部農業普及振興室 〒037-0046 五所川原市栄町10 五所川原合同庁舎2階	0173-35-5719 (経営・担い手班)
上北	上北地域県民局地域農林水産部農業普及振興室 〒034-0093 十和田市西十二番町20-12 十和田合同庁舎2階	0176-23-4281 (経営・担い手班)
下北	下北地域県民局地域農林水産部農業普及振興室 〒035-0073 むつ市中央一丁目1-8 むつ合同庁舎3階	0175-22-2685 (企画・経営班)